



SOMPO  
JAPAN

NKSグループ

平成25年10月



# スーパーXPII

年金払積立いきいき生活傷害保険



# 6年後の楽しみと6年間の万一の補償を

特長

1

## 6年後から楽しみな年金がお手元に

保険期間は6年です。

保険期間の満了（保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。）後は、年金払の原資（満期返れい金）を分割して、一定年数にわたり年金としてお支払いします。

（注1）年金払の原資は、契約時に定める金額になります。

（注2）保険期間の満了（以下「満期」といいます。）後に満期返れい金を年金払（一定年数にわたり、満期返れい金を分割してお支払いすること。）の方法で年金としてお支払いします。なお、年金払の原資を分割せず、満期時に一括でお支払いすることもできます。また、1回あたりの年金額は、満期時における金利情勢を勘案した利率により計算して決定します。

（注3）年金払の方法は、満期前に年金支払期間を3年から6年までの整数年で設定していただけます。年金は、年1回のお支払いとなります。なお、据置期間（満期日から第1回年金支払日までの期間）は、5年以内とし、年金支払期間と合わせて8年以内とします。

（注4）積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、満期時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。ただし、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

特長

2

## 交通事故などによる死亡・後遺障害を補償

保険期間中に生じた「所定の交通乗用具（※1）による交通事故」および「交通乗用具の火災による事故」による死亡・後遺障害を補償します。

（注1）入院・通院の補償はありません。

（注2）年金支払期間中の死亡・後遺障害の補償はありません。

（注3）「所定の交通乗用具による交通事故」および「交通乗用具の火災による事故」を「交通傷害」といいます。以下同様とします。

（※1）電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。以下同様とします。

特長

3

## 契約者貸付制度

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。

ご用立てできる金額は、損保ジャパンの定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。（据置期間中および年金支払期間中もご用立てできません。）

（注）満期返れい金、解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等の額を貸付金の元本と利息の合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。ただし、この残額から算出した1回あたりの年金額が10万円に満たない場合は、満期返れい金等は、年金払せず一括払でお支払いします。

### 保険金をお支払いする主な事故

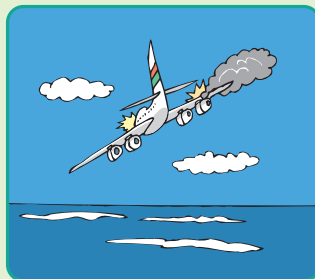
右のような  
事故で  
亡くなったり、  
後遺障害を  
被られた場合



車が衝突した。



車にはねられた。



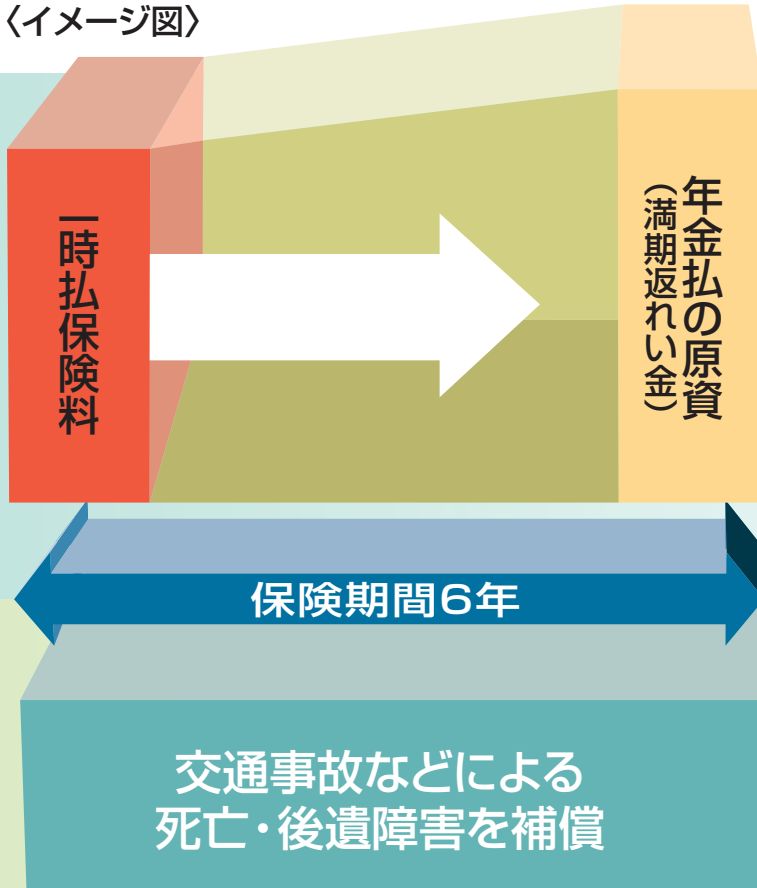
飛行機事故に遭った。



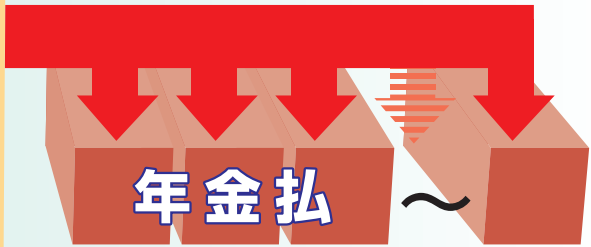
バイクで転倒した。

# セットした豊かな暮らしのプラン スーパーXPII

〈イメージ図〉



満期後は、年金払の原資(満期返れい金)を分割して、一定年数(3年~6年の間で選択)にわたり年金としてお支払いします。  
 なお、年金払の原資を分割せず、満期時に一括でお支払いすることもできます。



〔毎年の年金額〕  
 満期時における金利情勢を勘案した利率により計算して、満期前にご案内します。

(注) 年金支払期間中の死亡・後遺障害の補償はありません。

## ご注意

- ご契約者は個人の方にかぎりず。
- 被保険者の年齢については、保険期間の初日の年齢が満85歳未満の方にかぎりず。ただし、満80歳以上満85歳未満の方が加入される場合は、年金払の方法が制限されることがありますので必ず取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金は、何回もお支払いしても、次の保険年度(※)より保険金額(ご契約金額。以下同様とします。)が減ることはありません。ただし、被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)について、死亡保険金をお支払いした場合、または同一保険年度内に生じた事故で後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金はお支払いしません。  
 (※)保険年度とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

## 解約返れい金等について

1. 満期前にご契約を解約される場合は、経過年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。
2. 満期後、年金払の方法でお支払いしている途中で、年金払を中止(契約者死亡による年金払の中止も含まれます。)してお支払いする一括払金は、以下の計算式のとおりととなります。

$$\text{一括払金} = \text{満期日における満期返れい金等の額} - \text{既にお支払いした年金の合計額}$$

## ●税法上の取扱いについて (平成25年4月現在)

1. 解約返れい金について
  - ① 保険期間の初日から5年以内に解約する場合は、源泉分離課税扱いとなります。
  - ② 上記以外は一時所得扱いとなります。
2. 満期返れい金等について
  - ① 満期返れい金等を年金払の方法によりお支払いする場合
    - ・ 毎年の年金のうち、所定の計算式により算出された額が雑所得として課税されます。(確定申告の対象です。)
    - ・ 課税対象額が25万円以上となる場合は、法定の税額(※)を損保ジャパンが源泉徴収し、残額をお支払いします。  
 (※)課税対象額の10% (「非居住者」は20%) となります。  
 なお、平成25年分から平成49年分までは復興特別所得税が付加され、10.21% (「非居住者」は20.42%) となります。

「課税対象額」は次の計算式により算出されます。

$$\text{課税対象額} = \left[ \text{その年にお支払いする年金} - \left( \text{その年にお支払いする年金} \times \frac{\text{一時払保険料}}{\text{年金のお支払見込総額}} \right) \right]$$

(注) 毎年の年金が20万円を超える場合は支払調書が作成されます。

② 満期返れい金等を満期時に一括してお支払いする場合は一時所得として他の所得と合算のうえ、課税対象となります。なお、今後の法制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## ●保険金、返れい金および年金の支払いに関する留意事項について (平成25年4月現在)

1. 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金、年金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
2. この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金、年金、満期返れい金および解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。  
 (※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き上げとなる場合があります。  
 また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は年金、満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回るようになります。  
 なお、今後の法制改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

# 年金払積立いきいき生活傷害保険のご契約にあたっての重要事項のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
交通傷害死亡保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が「交通傷害」により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	保険金額 <sup>(※1)</sup> の全額をお支払いします。 (注) 交通傷害死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガ <sup>(※2)</sup> に対して、既に支払った交通傷害後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故</li> <li>■酒気を帯びた状態での運転、無資格運転をしている間に生じた事故または麻薬等の影響下での運転中の事故</li> <li>■脳疾患、疾病または心神喪失による事故</li> <li>■妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置</li> <li>■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※3)</sup>のないもの(原因がいかなる場合であってもお支払いしません。)</li> <li>■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故</li> <li>■戦争、暴動(テロ行為<sup>(※4)</sup>を除きます。)等による事故</li> <li>■船舶乗組員、漁業従事者の方等が職務のため、船舶に搭乗している間の事故</li> <li>■航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間、またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</li> <li>■職務として従事中の運搬作業または点検、整備作業等に直接起因して生じた事故</li> </ul>
交通傷害後遺障害保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が「交通傷害」により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被られた場合	後遺障害の程度(1級～14級)に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注) 交通傷害後遺障害保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った交通傷害後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額を限度にお支払いします。	

(※1)ご契約金額をいいます。以下同様とします。

(※2)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。

(※3)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※4)政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

## クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

なお、次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。  
**〈クーリングオフができないご契約〉**

- ①営業または事業のためのご契約
  - ②法人または社団・財団等が締結したご契約
  - ③質権が設定されたご契約
  - ④保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- など  
 ご契約の申込みにあたっては、必ず「クーリングオフ説明書」をお渡ししますので、十分ご確認のうえ申込書にご捺印ください。

## ●保険証券について

保険証券は、保険金、年金、満期返れい金および解約返れい金をお支払いする際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については、1か月を超える場合がありますのでご注意ください。(保険証券は保険期間の初日以降に送付します。)

## ●代理店の役割について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立した契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## <取扱代理店が金融機関である場合、以下の点をご確認ください。>

- (1)「年金払積立いきいき生活傷害保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払い込み済みの保険料の返済は保証されておりません。
- (2)「年金払積立いきいき生活傷害保険」契約のお申込みの有無が、金融機関とお客さまとの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。

## ●契約締結時における注意事項

申込みの際は、申込書の記入事項に誤りがないかご確認ください。ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)年金払積立いきいき生活傷害保険の場合、告知事項は「他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況」をいいます。

(※)傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、年金払積立いきいき生活傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

## ●死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意確認手続きが必要です。

## ●契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合  
 保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱

代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

## (2)重大事由による解除等について

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## (3)被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

## 万一、事故にあわれたら

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートデスクまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

**事故サポートデスク**  **0120-727-110**

【受付時間】24時間365日

## 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

 **0570-022808** <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【インターネットホームページアドレス】<http://www.sonpo.or.jp/>

- ★本保険契約には、「年金払積立いきいき生活傷害保険普通保険約款」が適用されます。
- ★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。
- ★ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。

お問い合わせ先

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111

ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>